

## 衝突安全性能評価の公表方法等の見直しについて

## 《主な経緯》

- 現在の自動車アセスメントの評価点は、衝突安全性能評価と予防安全性能評価で、その算出方式や算出基礎が異なっていた。
- そのため、ダミー変更等、衝突試験方法に大きな変更がある2018年度より、『衝突安全性能評価全体の被害軽減効果について、予防安全性能評価と統合することも考慮して、保安基準の導入による低減効果とアセスメントによる低減効果を切り分けたうえで、内閣府の「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査」（2011年度版）に基づく社会損失額ベースで点数を付与する』（前回検討会より抜粋、前回検討会の報告事項）よう検討を進めてきたところ。

※参考 現行の評価点の算出方法

## ◇衝突安全性能評価

事故実態にかかわらず乗員保護と歩行者保護の割合を予め50：50と決めた上で、乗員保護／歩行者保護における各試験項目の割合は、以下による重み付けで算出する方法。

**対象事故数×死亡・重傷の重み付け<sup>※1</sup>×速度包含率＝乗員保護／歩行者保護の各試験項目の重み付け**

※1 2007年度自動車保険データによる 死亡：重傷＝3.84：1

## ◇予防安全性能評価

事故低減効果に応じた評価得点とする。

**対象事故数×死亡・重傷の重み付け<sup>※2</sup>×安全作動率＝事故低減効果**

※2 内閣府「交通事故の被害・損失の経済的分析に関する報告書（2007年3月）の人的損失額 死亡：重傷＝3.75：1

## 《対処方針》【ご審議いただきたい事項】（前回検討会での報告事項を含む）

- 2020年度以降の衝突安全性能評価・予防安全性能評価の統合を見据え、衝突安全性能評価の評価点の考え方を予防安全性能評価と合わせることにする。（前回検討会の報告事項）
- 各評価項目の割合については、乗員保護と歩行者保護の割合を予め50：50としているものを、社会損失額ベースで評価点を算出する方法へ変更する。（前回検討会の報告事項）  
その結果、乗員保護と歩行者保護とシートベルトリマインダーの得点比率は、現行の50：50：4から59：37：4へ変わる。
- 評価点の満点については、自動車ユーザーにとってよりわかりやすい評価とするため、現行の208点から100点へ変更する。
- 満点の変更に伴い、5★の得点区分についても平成23年度の総合評価を開始する際の考え方<sup>\*</sup>を踏襲し見直しを行う。また、各得点区分の数値は、実際の評価結果の獲得得点も小数点以下まで表記し1点以下の違いまで明確にしていることから、四捨五入等は行わずに小数点まで含んだ数値とする。※各個別評価の最低レベルの得点の上限の総和と各個別評価の最高レベルの得点の下限の総和を算出し、その2得点間を4等分する考え方。
- 衝突安全性能評価の各試験法が全般的に改定される2018年度より適用する。